



## 青少年交換 性的虐待およびハラスメントの申し立て 報告に関する指針

### 序

国際理解と平和を推進する最も効果的な方法は、異文化に接することである。青少年交換は、他国の人々との出会い、異なる文化を体験する機会を、幾千もの青少年に提供するものである。

青少年交換学生は、1年間、あるいはそれ以上の期間を母国以外の国でホストファミリーと共に生活する。ロータリアンとその家族、そしてロータリアン以外のボランティアは、接するすべての学生の安全と健全な生活を守り、身体的、性的、精神的虐待あるいはハラスメントを防ぐために最善の努力を払うよう求められている。

国際ロータリーは、青少年交換学生の安全と健全な生活を守るよう努め、いかなる虐待やハラスメントも容認しない。虐待あるいはハラスメントのあらゆる申し立ては、深刻に受け止められ、以下の指針に沿って対処されなければならない。**学生の安全と健康が、常に私たちの第一優先事項となるべきである。**

### 定義

**性的虐待**: 性的虐待とは、学生に対して間接または直接に性的な行動を及ぼすこと、あるいは学生が単独または同性・異性および年齢を問わず、他の人との間接または直接的な性的行動に及ぶことを強制あるいは奨励することを指す。

性的虐待の他の例として、以下がある(ただしこれらに限らない)。

- 直接身体に触れることのない侮辱行為
- 公然わいせつ
- 青少年に性的資料あるいはポルノ類を見せること

**性的(セクシャル)ハラスメント**: 性的ハラスメントとは、性的な誘いかけ、性的行為の要求、あるいは性的な性質を持つ口頭または身体的言動を指す。時に、性的ハラスメントは性的虐待へと発展し、性犯罪者が被害者の感覚を鈍らせたり、手なずける手法として用いられる場合がある。

性的ハラスメントの例として、以下がある(ただしこれらに限らない)。

- 性的な誘いかけ
- 性的な言葉、冗談、性的言動に関連する書面あるいは口頭による言及、個人の性生活に関する噂話、個人の性的活動、欠陥、能力に関する言及
- 性的な性質を持つ言葉による虐待
- 性的な示唆を含む物、写真、絵などの提示
- 性的な示唆を含む目線や口笛、衣服に付いたゴミを払い落としたり、触るなどの不適切な身体的行動、卑猥な言語または身振り・手振り、および性的示唆や侮辱を含む言葉

### 虐待やハラスメントの真偽

申し立てられた言動が性的虐待または性的ハラスメントに該当するか否かは、申し立てられた成人側が判断することではない。学生の安全が確保された後、すべての申し立ては即座に適切な法執行当局に報告されるものとする。国によっては、このような報告は法律により義務づけられている。

## 申し立ての報告に関する指針

### 学生から虐待やハラスメントの報告を受けたすべての成人のための指針

学生から虐待やハラスメントの報告を受けたすべての成人は、以下の**申し立ての報告に関する指針**に従う責任を有する。

#### 1. 学生からの報告

- a. **注意深く耳を傾け、冷静に対応する。**虐待を報告することは大変勇気ある行動であることを認める。話を聞き、励ますことは適切である。ショックや恐れ、不信感を表さない。
- b. **プライバシーを守ることを約束するが、極秘ではない旨を伝える。**事態に歯止めをかけ、他の学生にも同様の事が起こらないよう、虐待やハラスメントについて誰かに伝える必要があることを説明する。
- c. **事実を収集するが、尋問のように問いただすことはしない。**学生に、何が起こり、誰がそうしたかを聞く。あなたに事実を伝えることは正しいことであることを学生に伝える。「なぜ」の質問は避ける。あなたの責務は、適切な当局に学生から聞いた話を報告することであることを銘記する。
- d. **批判することは避け、学生を安心させる。**起こったことについて、学生や他の当事者に対する批判的な態度を取らない。学生を責めたり、批判しないことは、特に重要である。事態の責任は学生にはないこと、そして、あなたにこの件を伝えたのは勇気があり、成熟した行動であることを学生に伝えて安心させる。
- e. **記録する。**できるだけ早く学生との会話を書面に記録する(会話の日付や時間を含む)。学生が使った言葉を用いて、学生が話した通りに記録する。

#### 2. 学生を守る

学生の安全と健康を確保する。即刻、学生をその状況から引き離し、申し立てられた虐待者やハラスメント行為者とのあらゆる連絡から遠ざける。これは学生自身の安全のためであり、それによって罰せられることはないことを、学生に伝え安心させる。

#### 3. 適切な法執行当局に報告する

まず最初に適切な法執行当局に性的虐待やハラスメントの全内容について即座に報告し、次に調査のためにクラブや地区の指導者に報告する。多くの場合、ロータリーでまず最初に連絡を受けるのは顧問ロータリアンであり、顧問ロータリアンが適切な機関に助言を求めたり、連絡を取り合う。申し立てがロータリアン顧問の行いを含むものである場合には、地区青少年交換委員会委員長が連絡を受けるべきである。

4. **噂話や非難を避ける。**指針により要請されている人以外には、報告について話さない。調査の間は、被害者と被告発者の両者の権利を守るべく細心の注意を払う。

5. **申し立てられた当人に対して挑発的な態度をとらない。**学生から報告を受けた成人は、申し立てられた当人と連絡をとってはならない。虐待の場合、調査はすべて法執行当局により行われなければならない。犯罪にあたらぬハラスメントの場合、地区青少年交換委員会委員長および地区ガバナーが調査の責任者となり、学生が安全な環境の下に置かれた後で、申し立てられた当人と連絡を取る。

#### 6. 事後確認

ロータリアン顧問あるいは地区青少年交換委員会委員長に申し立てが報告された後、事態に取り組む何らかの手はずが取られたことを確認する。

## 報告後の手続

### ロータリアン顧問および地区青少年交換委員会委員長のための指針

学生を担当するロータリアン顧問および地区青少年交換委員会委員長は、虐待の申し立ての報告の後、以下の手はずがとられていることを必ず確認する。特に明記されていない限り、これらの手はずは報告の直後にとられなければならない。

1. 学生から虐待の報告を受けた成人は、申し立ての報告に関する指針に従うべきである。
2. 学生がその状況から即刻引き離され、申し立てられた虐待者やハラスメント行為者とのあらゆる連絡から遠ざけられていることを確認する。
3. 即刻、適切な法執行当局に連絡する(まだ連絡されていない場合)。法執行当局による調査が行われない場合には、クラブまたは地区青少年交換委員か委員長が、申し立ての調査を手配・調整するべきである。
4. 学生に対する支援が即刻与えられていることを確認する。
5. 学生側の利害を代理する者として、独立した、ロータリアン以外の顧問を学生に提供する。児童相談所または法執行当局に、ロータリアンではなく、青少年交換プログラムに全く関わりのない人を推薦してもらう。
6. 学生の親に連絡する。学生の母国から離れている場合、学生に在留か帰国かの選択肢を与える。
7. 調査が行われている間は、申し立てられた虐待者あるいはハラスメント行為者を、特定の学生やその他の青少年とのあらゆる接触や連絡から遠ざける。
8. 警察あるいは法執行当局による調査に協力する。
9. 学生を担当するロータリアン顧問は、申し立てについて、地区青少年交換委員会委員長および地区ガバナーに通告するべきである。地区ガバナーあるいは地区青少年交換委員会委員長のいずれかは、72時間以内に申し立てについて国際ロータリーに通告し、その後の手はずと全調査の結果、および結果としてとられた措置について事後報告しなければならない。

## 申し立ての報告後に関する指針

### 学生のニーズに応える

申し立ての報告の後、学生を支援すべく結成され管理されたチームが必要となると考えられる。学生は恥じらいを感じ、精神的に混乱することが予想され、引きこもりがちになったり、ホストファミリーやクラブ会員との接触を避けるようになる場合がある。ハラスメントや虐待の報告後、学生は交換を続けることを望む場合と望まない場合がある。交換の継続を望む場合であっても、状況によっては受入れロータリー・クラブとの関係を継続することを希望する場合と、希望しない場合がある。学生は留学国に残ることを望むかもしれないが、異なる受入れクラブに変更することを希望する場合もある。

クラブ会員およびホストファミリーにとって、学生の気持ちを理解することが困難な場合もあるが、クラブが学生を引き続き支援してくれることを知ることは、学生にとって助けとなる。クラブ会員とホストファミリーは、各自の役割をはっきりと特定できない状況となり、その境界が不明確であると感じることもあり得る。しかし、常に、自らが学生を支援していることを学生に伝え安心させるために必要とあれば何でもする必要がある。

### ロータリアンあるいはロータリアン以外のボランティアに対する申し立てに対し、ロータリー・クラブ内でとるべき適切な対処

虐待やハラスメントの申し立てに対処する際、最も重要視すべき懸念は、児童や青少年の安全である。クラブ会員は、憶測したり、論評的な発言をしたり、警察あるいは犯罪捜査の妨げとなり得るような個人的見解を表明すべきではない。調査の間は、当該事件に関する憶測や発言についてクラブ会員に警告すべきである。申し立てられた虐待行為者を支持するために被害者に関する所見を述べることは、我々の行動規範あるいはロータリーの理想を支えることにならない。申し立てられた虐待行為者に対する所見は、申し立てられた虐待行為者による、ロータリアンまたはクラブに対する中傷または名誉棄損の訴えにつながる恐れがある。

#### 青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加する全ての人々のために最も安全な環境を作り、維持するよう最善を尽くしている。全ロータリアン、その配偶者、ボランティアの人々は、接触する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待を防止して、彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

2002年11月、RI理事会により承認